

ハートピア共済にご加入されている皆様にお得な制度のご紹介

◎ 充実の福利厚生事業!

助成事業

全国宿泊施設の宿泊利用料、人間ドック・脳ドック受診料、国家資格試験等受験料に対して一部助成があります。

加入されている型によっては、助成されない項目もあります。

※助成金の申請期限は、利用日から1年以内です。まずはご連絡ください。

割引事業

県共済会が協定している施設を利用される場合、協定施設から料金の割引が受けられます。

◆ **割引対象者** / 加入者及びその家族

◆ **利用方法** / 「協定施設割引券」は切り取って利用してください。

※「協定施設割引券」は事務局にご連絡ください。TEL:083-933-3223

● 県内・県外協定施設宿泊料割引

① 宿泊する施設に、直接宿泊利用の申し込みをしてください。

その際、「ハートピア共済の割引を利用する」旨を必ず伝えてください。

② 「協定施設割引券」を利用時に施設の窓口に提出(又は提示)してください。

【注意】業者等を通じて申し込まれると、割引を受けることができません。

また、盆、正月等割引できない日や条件がありますので申し込みの際にご確認ください。

③ 割引内容/宿泊利用料金の1割引(※は室料のみ)

● スイミングスクール等入会金割引

① 「協定施設割引券」を利用時に施設の窓口に提出してください。

② 割引内容/入会金半額(※は無料)

● **結婚式場、葬儀施設もあります。ホームページからご確認できます。**



[協定施設]

県内協定施設 (※は室料のみ割引)

施設名
※ホテルニュータナカ
山口グランドホテル
COCOLAND
一の保温泉観光ホテル
一の保温泉グランドホテル
※ホテル西長門リゾート

県外協定施設

施設名
最上屋旅館
湯原国際観光ホテル菊之湯
元禄旅籠油屋
九重悠々亭
指宿白水館
温泉ホテル中原別荘



給付請求を忘れていませんか

給付事由: 交通事故、ケガ、労働災害、病気の入院・障害・死亡。
交通事故の通院。住宅災害。結婚・出産など。

給付請求期限: 給付請求事由が発生した日の翌日から起算して3年間です。

※退職して3ヶ月以内に結婚、

出産された場合も給付ができます。

まずはご連絡ください! TEL:083-933-3223



事務手続きのお知らせ

HPから「解約届出書」「変更届」がダウンロードできます。

ご活用ください♥

(注) 解約届は解約事由が発生した月の末日までに提出してください。

解約日は届出書が提出された月の末日になります。